

令和 2 年度名古屋市教育委員会第38号議案

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

(1) 早出遅出勤務

職員の早出遅出勤務（原則の勤務時間から30分又は60分の幅で早出勤務又は遅出勤務が可能）については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、令和 2 年 3 月から特例的に実施していましたが、令和 3 年 4 月から恒常的に実施することとなりました。

原則勤務の職員（平日の午前 8 時45分から勤務する職員）の場合、勤務時間の割振り等は人事委員会が定めることとされていますので、これらの職員の早出遅出勤務制度は、人事委員会規則によって規定されます。

一方、原則外勤務の職員（業務の性質上原則によることができない職員）の場合、勤務時間の割振り等の特例は、任命権者が定めることとされていますので、これらの職員の早出遅出勤務制度について教育委員会規則によって規定する必要があります。

このことから、第 4 項の表に掲げる規程について、原則外勤務の職員の勤務時間の特例に関する規定の整備を行います。

(2) 休憩時間の時限

第 4 項の表に掲げる規程について、早出遅出勤務を行う場合等の休憩時間の取扱い及び休憩時間の時差適用に関する規定の整備を行います。

休憩時間を固定せず、公所長が定めることとしている公所においては、改正の必要がないため、当該改正は対象外です。

(3) 再任用短時間勤務職員の勤務時間の特例

第 4 項の表に掲げる規程について、原則外勤務の再任用短時間勤務職員の勤務時間の特例等について、所要の改正を行います。

2 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

4 改正する規則

規 則 名	改正する事項		
	早出遅出	休憩時間	再任短
名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則	○	○	○
名古屋市野外教育センター処務規則	○	—	—
名古屋市子ども適応相談センター処務規則	○	○	—
名古屋市学校事務センター規則	○	—	○
上汐田教育集会所処務規則	○	—	○
名古屋市見晴台考古資料館処務規則	○	—	—
名古屋市図書館処務規則	○	—	○
名古屋市美術館処務規則	○	—	—
名古屋市科学館処務規則	○	—	—

(案)

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則等の一部を改正する規則

(名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部改正)

第1条 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則（平成23年名古屋市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「並びに休憩時間の時限」を削り、同条第2項中「若しくは第2項又は本条第2項若しくは第3項」を「から第4項まで」に改め、「この場合において、その者の休憩時間の時限は、その者の所属する課又は室の長が定める。」を削り、同条中第3項から第5項までを次のように改める。

3 前2項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、これらの規定にかかわらず、規則第1条第3項及び第4項の例により、前2項の規定により定められた勤務時間の割振りについて、始業及び終業

の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。

- 4 職員（次項及び第 6 項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、別表第 3（再任用短時間勤務職員にあっては、別表第 4）に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。
- 5 教育長は、職員（次項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限について、始まり及び終わりの時刻について職員の申出を考慮してその者の休憩時間の時限を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申出を経て、午前11時30分から午後 2 時までの間において連続して 60分（規則第 1 条第 3 項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、45分）となる休憩時間の時限とすることができる。ただし、当該時限の始まりは、毎時 0 分、15分、30分又は45分とする。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 6 第 1 項から第 3 項までの規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、その者の所属する課又は室の長が定める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条第 1 項関係）

職 員 の 団 体	勤 務 時 間 の 割 振 り		休 憩 時 間	週 休 日
子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する指導主事（中学校に勤務することがある者に限る。）	A	1 日について午前 8 時15分から午後 4 時45分までの間において 7 時間45分とする。	1 日について45分とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1 日について午前 8 時45分から午後 5 時30分までの間において 7 時間45分とする。	1 日について 1 時間とする。	
子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する指導主事（高等学校に勤務することがある者に限る。）	A	1 日について午前 8 時30分から午後 5 時までの間において 7 時間45分とする。	1 日について45分とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1 日について午前 8 時45分から午後 5 時30分までの間において 7 時間45分とする。	1 日について 1 時間とする。	

指導部指導室に所属する職員のうち、個別最適化された学びの推進に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間45分とする。	1日について45分とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前8時45分から午後5時30分までの間において7時間45分とする。	1日について1時間とする。	

備考 子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する指導主事（中学校に勤務することがある者に限る。）が宿泊を伴う業務に従事する場合における勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、この表にかかわらず、各職員について子ども応援委員会制度担当部子ども応援室長が定める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条第1項関係）

職員の範囲	勤務時間の割振り		休憩時間	週休日
総務部総務課に所属する職員のうち、ワークステーションに関する業務に従事する者	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。		1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
総務部人権教育室に所属する職員のうち、西文化センターにおける業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時30分までの間において6時間とする。	1日について45分とする。	日曜日及び4週間を通じて4日とする。
	B	1日について午前10時30分から午後5時15分までの間において6時間とする。		
	C	1日について午後2時15分から午後9時までの間において6時間とする。		
総務部人権教育室に所属する職員のうち、中文化センターにおける業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時30分までの間において6時間とする。	1日について45分とする。	日曜日及び4週間を通じて4日とする。
	B	1日について午前9時30分から午後4時15分までの間において6時間とする。		
	C	1日について午前10時30分から午後5時15分までの間において6時間とする。		

	D	1日について午後2時15分から午後9時までの間において6時間とする。		
総務部学校整備課に所属する職員のうち、学校施設の環境整備の推進に関する業務に従事する者		1日について午前9時30分から午後4時30分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
総務部学校整備課に所属する職員のうち、旧学校施設における管理運営に関する業務に従事する者	A	1日について午前9時から午後4時までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午後2時から午後9時までの間において6時間とする。		
教務部教職員課に所属する職員のうち、施設管理に関する業務に従事する者		1日について午前8時から午後2時45分までの間において6時間とする。	1日について45分とする。	日曜日及び土曜日とする。
教務部教職員課に所属する職員のうち、給食調理に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時15分から午後3時までの間において6時間とする。	1日について45分とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前8時30分から午後3時15分までの間において6時間とする。		
	C	1日について午前8時45分から午後3時30分までの間において6時間とする。		
	D	1日について午前9時から午後3時45分までの間において6時間とする。		
教務部教職員課に所属する職員のうち、介助に関する業務に従事する者		1日について午前7時45分から午後2時30分までの間において6時間とする。	1日について45分とする。	日曜日及び土曜日とする。
教務部学事課に所属する職員のうち、就学援		1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。

助及び就学 奨励に関する業務に従事する者				
子ども応援 委員会制度 担当部子ども も応援室に 所属する職員 のうち、 子ども応援 委員会の運営 に関する業務 に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前10時30分から午後5時30分までの間において6時間とする。		
	C	1日について午後1時30分から午後7時30分までの間において6時間とする。		
	D	1日について午後2時から午後9時までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	
指導部指導 室に所属する 職員のうち、 グローバル・エ デュケーション ・センターに係 る運営事業者 の指導、監督、 企画運営等 に関する業務 に従事する者		1日について午前8時45分から午後5時までの間において7時間30分とする。	1日について45分とする。	4週間を通じて12日とする。
指導部指導 室に所属する 職員のうち、 日本語教育及 び国際理解教 育の指導に関 する業務に従 事する者	A	1日について午前8時30分から午後3時30分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。		
指導部指導 室に所属する 職員のうち、 初期日本語集 中教室における 指導及び企画 に関する業務 に従事する者		1日について午前8時30分から午後3時30分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
指導部学校 保健課に所	A	1日について午前6時30分から午後0時30分までの間におい		日曜日及び土曜日とする。

属する職員のうち、中学校スクールランチの衛生及び管理に関する業務に従事する者		て6時間とする。		
	B	1日について午前7時30分から午後2時30分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	
	C	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。		
	D	1日について午前10時から午後5時までの間において6時間とする。		
指導部学校保健課に所属する職員のうち、学校給食費の未納徴収事務及び未納整理に関する業務に従事する者	A	1日について午前9時から午後4時までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1日について午後1時から午後8時までの間において6時間とする。		
生涯学習部部活動振興室に所属する職員のうち、部活動振興に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後5時15分までの間において7時間30分とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日並びに4週間を通じて4日とする。
	B	1日について午前10時30分から午後5時30分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第2条第4項関係）

勤務区分	勤務時間の割振り	休憩時間の時限
A	午前8時45分から午後5時30分まで	正午から午後1時まで
B	午前8時45分から午後5時15分まで	正午から午後0時45分まで
C	午前9時から午後5時30分まで	午後0時15分から午後1時まで
D	午前7時45分から午後4時30分まで	正午から午後1時まで
E	午前8時15分から午後5時まで	正午から午後1時まで
F	午前9時15分から午後6時まで	正午から午後1時まで
G	午前9時45分から午後6時30分まで	正午から午後1時まで
H	午前7時45分から午後4時15分まで	正午から午後0時45分まで
I	午前8時15分から午後4時45分まで	正午から午後0時45分まで

J	午前 9 時30分から午後 6 時まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
K	午前10時から午後 6 時30分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで

別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4 （第 2 条第 4 項関係）

勤務 区分	勤 務 時 間 の 割 振 り	休 憩 時 間 の 時 限
A	午前 8 時45分から午後 3 時45分まで	正午から午後 1 時まで
B	午前 8 時45分から午後 3 時30分まで	正午から午後 0 時45分まで
C	午前 9 時から午後 3 時45分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
D	午前 7 時45分から午後 2 時45分まで	正午から午後 1 時まで
E	午前 8 時15分から午後 3 時15分まで	正午から午後 1 時まで
F	午前 9 時15分から午後 4 時15分まで	正午から午後 1 時まで
G	午前 9 時45分から午後 4 時45分まで	正午から午後 1 時まで
H	午前 7 時45分から午後 2 時30分まで	正午から午後 0 時45分まで
I	午前 8 時15分から午後 3 時まで	正午から午後 0 時45分まで
J	午前 9 時30分から午後 4 時15分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
K	午前10時から午後 4 時45分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで

（名古屋市野外教育センター処務規則の一部改正）

第 2 条 名古屋市野外教育センター処務規則（昭和41年名古屋市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）第 1 条第 3 項及び第 4 項の例により、前項の規定により定められた勤務時間について、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。

（名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部改正）

第 3 条 名古屋市子ども適応相談センター処務規則（昭和63年名古屋市教育委

員会規則第30号)の一部を次のように改正する。

第4条の2第1項中「並びに休憩時間の時限」を削り、同条中第2項から第4項までを次のように改める。

2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、規則第1条第3項及び第4項の例により、前項の規定により定められた勤務時間の割振りについて、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。

3 職員（次項及び第5項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、別表第2に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。

4 教育長は、職員（次項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限について、始まり及び終わりの時刻について職員の申出を考慮してその者の休憩時間の時限を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申出を経て、午前11時30分から午後2時までの間において連続して60分（規則第1条第3項後段の規定の適用を受ける職員にあつては、45分）となる休憩時間の時限とすることができる。ただし、当該時限の始まりは、毎時0分、15分、30分又は45分とする。

第4条の2に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、所長が定める。

別表第1中「及びその時限」を削り、「とし、その時限は所長が定める。」を「とする。」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条の2第3項関係）

勤務 区分	勤 務 時 間 の 割 振 り	休 憩 時 間 の 時 限
A	午前8時45分から午後5時30分まで	正午から午後1時まで
B	午前8時45分から午後5時15分まで	正午から午後0時45分まで
C	午前9時から午後5時30分まで	午後0時15分から午後1時まで

D	午前 7 時45分から午後 4 時30分まで	正午から午後 1 時まで
E	午前 8 時15分から午後 5 時まで	正午から午後 1 時まで
F	午前 9 時15分から午後 6 時まで	正午から午後 1 時まで
G	午前 9 時45分から午後 6 時30分まで	正午から午後 1 時まで
H	午前 7 時45分から午後 4 時15分まで	正午から午後 0 時45分まで
I	午前 8 時15分から午後 4 時45分まで	正午から午後 0 時45分まで
J	午前 9 時30分から午後 6 時まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
K	午前10時から午後 6 時30分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで

(名古屋市学校事務センター規則の一部改正)

第 4 条 名古屋市学校事務センター規則（平成29年名古屋市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）第 1 条第 3 項及び第 4 項の例により、前項の規定により定められた勤務時間について、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2 （第 5 条関係）

職 員 の 団 体	勤 務 時 間	休 憩 時 間	週 休 日
学校事務に関する業務に従事する者	A 1 日について午前 8 時15分から午後 4 時45分までの間において 7 時間30分とする。	1 日について 1 時間とする。	日曜日及び土曜日並びに 4 週間を通じて 4 日とする。
	B 1 日について午前 8 時30分から午後 5 時までの間において 7 時間30分とする。		
	C 1 日について午前 8 時45分から午後 5 時15分までの間において 7 時間30分とする。		
	D 1 日について午前 9 時から午後 5 時30分までの間において 7 時間30分とする。		

E	1 日について午前 8 時15分から午後 3 時15分までの間において 6 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
F	1 日について午前 8 時30分から午後 3 時30分までの間において 6 時間とする。		
G	1 日について午前 8 時45分から午後 3 時45分までの間において 6 時間とする。		
H	1 日について午前 9 時から午後 4 時までの間において 6 時間とする。		

(上汐田教育集会所処務規則の一部改正)

第 5 条 上汐田教育集会所処務規則（平成30年名古屋市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「職員」の次に「（所長を除く。以下この条において同じ。）」を加え、同条第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「、週休日の割振り及び休憩時間の時限」を「及び週休日の割振り並びに休憩時間の時限」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）第 1 条第 3 項及び第 4 項の例により、前項の規定により定められた勤務時間について、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。

別表第 2 中

「

A	1 日について午前 8 時45分から午後 3 時30分までの間において 6 時間とする。	1 日について 45分とする。	月曜日及び 4 週間を通じて 4 日とする。	を
B	1 日について午後 2 時15分から午後 9 時までの間において 6 時間とする。			

」

「

A	1日について午前8時45分から午後3時30分までの間において6時間とする。	1日について45分とする。	月曜日及び4週間を通じて4日とする。
B	1日について午後3時から午後9時までの間において6時間とする。		

に改める。

」

(名古屋市見晴台考古資料館処務規則の一部改正)

第6条 名古屋市見晴台考古資料館処務規則（昭和54年名古屋市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3項を第4項とし、同条第2項中「、週休日の割振り及び休憩時間の時限」を「及び週休日の割振り並びに休憩時間の時限」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）第1条第3項及び第4項の例により、前項の規定により定められた勤務時間について、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。

(名古屋市図書館処務規則の一部改正)

第7条 名古屋市図書館処務規則（昭和39年名古屋市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第6条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）第1条第3項及び第4項の例により、前項の規定により定められた勤務時間について、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。

別表第2 中央図書館の項中

中央図書館における奉仕調査に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。	を
	B	1日について午前9時30分から午後4時30分までの間において6時間とする。			
	C	1日について午前10時15分から午後5時15分までの間において6時間とする。			
	D	1日について午後0時15分から午後7時15分までの間において6時間とする。			
	E	1日について午後1時15分から午後8時15分までの間において6時間とする。			

奉仕課における奉仕調査に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	4週間を通じて8日とする。	に
	B	1日について午前9時30分から午後4時30分までの間において6時間とする。			
	C	1日について午前10時15分から午後5時15分までの間において6時間とする。			
	D	1日について午後0時15分から午後7時15分までの間において6時間とする。			
	E	1日について午後1時15分から午後8時15分までの間において6時間とする。			
整理課収集整理係における奉仕調査に関する業務に従事する者	A	1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。	
	B	1日について午前10時30分から午後5時30分までの間において6時間とする。			

改める。

(名古屋市美術館処務規則の一部改正)

第8条 名古屋市美術館処務規則（昭和63年名古屋市教育委員会規則第24号）

の一部を次のように改正する。

第5条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、

第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）第 1 条第 3 項及び第 4 項の例により、前項の規定により定められた勤務時間について、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。

（名古屋市科学館処務規則の一部改正）

第 9 条 名古屋市科学館処務規則（昭和55年名古屋市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）第 1 条第 3 項及び第 4 項の例により、前項の規定により定められた勤務時間について、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

1 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（勤務時間の特例等） 第2条 業務の性質上、条例第2条第3項、第3条又は第4条第1項及び規則第1条第1項から第4項までの規定によることができない職員（次項の規定により教育長が定める者を除く。）の範囲並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、別表第2）のとおりとする。 2 施設の開設準備その他の臨時的事由により条例第2条第3項、第3条又は第4条第1項及び規則第1条第1項から第4項までの規定によることができない職員並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。	（勤務時間の特例等） 第2条 業務の性質上、条例第2条第3項、第3条又は第4条第1項及び規則第1条第1項から第4項までの規定によることができない職員（次項の規定により教育長が定める者を除く。）の範囲並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日並びに休憩時間の時限は、別表第1（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、別表第2）のとおりとする。 2 施設の開設準備その他の臨時的事由により条例第2条第3項、第3条又は第4条第1項及び規則第1条第1項若しくは第2項又は本条第2項若しくは第3項の規定によることができない職員並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。<u>この場合におい</u>

3 前2項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、これらの規定にかかわらず、規則第1条第3項及び第4項の例により、前2項の規定により定められた勤務時間の割振りについて、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。

4 職員（次項及び第6項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、別表第3（再任用短時間勤務職員にあつては、別表第4）に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。

て、その者の休憩時間の時限は、その者の所属する課又は室の長が定める。

3 規則第1条第2項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、正午から午後1時までとする。

4 規則第1条第3項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、別表第3に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。

5 規則第1条第4項の規定の適用を受ける再任用短時間勤務職員の休憩時間の時限は、その者の勤務時間の割振りが午前8時45分から午後3時30分までの場合にあつては正午から午後0時45分まで、午前9時から午後3時45分ま

<u>5 教育長は、職員（次項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限について、始まり及び終わりの時刻について職員の申出を考慮してその者の休憩時間の時限を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の申出を経て、午前11時30分から午後2時までの間において連続して60分（規則第1条第3項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、45分）となる休憩時間の時限とすることができる。ただし、当該時限の始まりは、毎時0分、15分、30分又は45分とする。</u> <u>6 第1項から第3項までの規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、その者の所属する課又は室の長が定める。</u>	<u>での場合にあっては午後0時15分から午後1時までとする。</u>
--	--

2 名古屋市野外教育センター処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
（勤務時間の特例等） <u>第3条 （略）</u> <u>2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）第1条第3項及び第4項の例により、前項の規定により定められた勤務</u>	（勤務時間の特例等） 第3条 （略）

<u>時間について、始業及び終業の時刻を 繰り上げ、又は繰り下げることができ るものとし、その者の勤務時間、休憩 時間及び週休日は、別に教育長が定め るところによる。</u>	
<u>3 ～ 5</u> (略)	<u>2 ～ 4</u> (略)

3 名古屋市子ども適応相談センター処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(勤務時間の特例等) 第4条の2 業務の性質上、職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第2条第3項、第3条又は第4条第1項及び職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号。以下「規則」という。）第1条第1項から第4項までの規定によることができない再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者をいう。以下同じ。）の範囲並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別表第1のとおりとする。 <u>2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、規則第1条第3項及び第4項の例により、前項の規定により定められた勤務時間の割振り</u>	(勤務時間の特例等) 第4条の2 業務の性質上、職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第2条第3項、第3条又は第4条第1項及び職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号。以下「規則」という。）第1条第1項から第4項までの規定によることができない再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者をいう。以下同じ。）の範囲並びにその者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日<u>並びに休憩時間の時限</u>は、別表第1のとおりとする。

りについて、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間の割振り、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。

3 職員（次項及び第5項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限は、別表第2に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。

4 教育長は、職員（次項に規定する職員を除く。）の休憩時間の時限について、始まり及び終わりの時刻について職員の申出を考慮してその者の休憩時間の時限を定めることが公務の運営に支障がないと認める場合には、職員の

2 規則第1条第2項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、正午から午後1時までとする。

3 規則第1条第3項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、別表第2に掲げる勤務時間の割振りの区分に応じ、同表に定める休憩時間の時限とする。

4 規則第1条第4項の規定の適用を受ける再任用短時間勤務職員の休憩時間の時限は、その者の勤務時間の割振りが午前8時45分から午後3時30分までの場合にあつては正午から午後0時45分まで、午前9時から午後3時45分までの場合にあつては午後0時15分から午後1時までとする。

申出を経て、午前11時30分から午後2時までの間において連続して60分（規則第1条第3項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、45分）となる休憩時間の時限とすることができる。ただし、当該時限の始まりは、毎時0分、15分、30分又は45分とする。

5 第1項及び第2項の規定の適用を受ける職員の休憩時間の時限は、所長が定める。

別表第1（第4条の2第1項関係）

職員の 範 囲	勤務時間の割 振り	休憩時間	週休日
児童生徒及び保護者に対する教育相談及び集団適応指導に関する主任の業務に従事する者	(略)	1日について45分とする。	(略)
児童生徒及び保護者に対する教育相談及び集団適応指導に関する業務に従事する者	(略)	1日について45分とする。	(略)

別表第1（第4条の2第1項関係）

職員の 範 囲	勤務時間の割 振り	休憩時間 及びその 時限	週休日
児童生徒及び保護者に対する教育相談及び集団適応指導に関する主任の業務に従事する者	(略)	1日について45分とし、 <u>その時限は所長が定める。</u>	(略)
児童生徒及び保護者に対する教育相談及び集団適応指導に関する業務に従事する者	(略)	1日について45分とし、 <u>その時限は所長が定める。</u>	(略)

センターの管理運営に関する業務に従事する者	(略)	1 日について45分とする。	(略)	センターの管理運営に関する業務に従事する者	(略)	1 日について45分とし、 <u>その時限は所長が定める。</u>	(略)
-----------------------	-----	----------------	-----	-----------------------	-----	-----------------------------------	-----

4 名古屋市学校事務センター規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(勤務時間の特例等) 第 5 条 (略) <u>2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）第 1 条第 3 項及び第 4 項の例により、前項の規定により定められた勤務時間について、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。</u> <u>3 ～ 4</u> (略)	(勤務時間の特例等) 第 5 条 (略) <u>2 ～ 3</u> (略)

5 上汐田教育集会所処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(勤務時間の特例等) 第 3 条 職員<u>（所長を除く。以下この条において同じ。）</u>の勤務時間の特例等は、別表第 1（地方公務員法（昭和25	(勤務時間の特例等) 第 3 条 職員の勤務時間の特例等は、別表第 1（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号）第28条の 5 第 1 項に規定す

年法律第 261 号) 第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第 2) のとおりとする。

2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）第 1 条第 3 項及び第 4 項の例により、前項の規定により定められた勤務時間について、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることが出来るものとし、その者の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。

3 職員の勤務時間及び週休日の割振り並びに休憩時間の時限は、所長が定める。

4 （略）

別表第 2（第 3 条関係）

職員の 範 囲	勤務時間		休憩時間	週休日
地域住民の教育・文化の向上に関する業務に従事する者	A	(略)	1 日について45分とする。	(略)
	B	1 日について午後 3 時から午後 9 時までの間において 6 時間とする。		

る短時間勤務の職を占める者にあつては、別表第 2) のとおりとする。

2 職員の勤務時間、週休日の割振り及び休憩時間の時限は、所長が定める。

3 （略）

別表第 2（第 3 条関係）

職員の 範 囲	勤務時間		休憩時間	週休日
地域住民の教育・文化の向上に関する業務に従事する者	A	(略)	1 日について45分とする。	(略)
	B	1 日について午後 2 時15分から午後 9 時までの間において 6 時間とする。		

改 正 案	現 行
(勤務時間の特例等) 第3条 (略) <u>2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）第1条第3項及び第4項の例により、前項の規定により定められた勤務時間について、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。</u> <u>3 職員の勤務時間及び週休日の割振り並びに休憩時間の時限は、副館長が定める。</u> <u>4 (略)</u>	(勤務時間の特例等) 第3条 (略) <u>2 職員の勤務時間、週休日の割振り及び休憩時間の時限は、副館長が定める。</u> <u>3 (略)</u>

7 名古屋市図書館処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(勤務時間の特例等) 第6条 (略) <u>2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11</u>	(勤務時間の特例等) 第6条 (略)

号) 第1条第3項及び第4項の例により、前項の規定により定められた勤務時間について、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができるものとし、その者の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。

3～5 (略)

別表第2 (第6条関係)

名称	職員の範囲	勤務時間	休憩時間	週休日
中央図書館	(略)			
	奉仕課における奉仕調査に関する業務に従事する者	(略)		
	整理課収集整理係における奉仕調査に関する業務に従事する者	A 1日について午前8時45分から午後3時45分までの間において6時間とする。	1日について1時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
		B 1日について午前10時30分から午後5時30分までの間において6時間とする。		
(略)				
(略)				

2～4 (略)

別表第2 (第6条関係)

名称	職員の 範囲	勤務時間	休憩 時間	週休日
中央 図書館	(略)			
	<u>中央図書館</u> における奉仕調 査に関する業務に 従事する者	(略)		
	(略)			
(略)				

改 正 案	現 行
(勤務時間の特例等) 第 5 条 (略) <u>2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）第 1 条第 3 項及び第 4 項の例により、前項の規定により定められた勤務時間について、始業及び終業の時刻を繰り上げ、又は繰り下げることが出来るものとし、その者の勤務時間、休憩時間及び週休日は、別に教育長が定めるところによる。</u> <u>3 ～ 5</u> (略)	(勤務時間の特例等) 第 5 条 (略) <u>2 ～ 4</u> (略)

9 名古屋市科学館処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(勤務時間の特例等) 第 6 条 (略) <u>2 前項の規定の適用を受ける職員のうち別に教育長が定める者にあつては、前項の規定にかかわらず、職員の勤務時間及び休暇に関する条例施行規則（昭和26年名古屋市人事委員会規則第11号）第 1 条第 3 項及び第 4 項の例により、前項の規定により定められた勤務時間について、始業及び終業の時刻を</u>	(勤務時間の特例等) 第 6 条 (略)

繰り上げ、又は繰り下げることができ
るものとし、その者の勤務時間、休憩
時間及び週休日は、別に教育長が定め
るところによる。

3 ～ 5 (略)

2 ～ 4 (略)